

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	現場パトロールにおいて、活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋ホールドアップ塔空調ユニット内部に塩分の堆積(東日本太平洋沖地震時の津波による被水によるものと推定)が認められたため、当該堆積物の清掃・処理を実施。	GIII	
2	4号機	原子炉建屋換気空調系燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)室差圧制御ダンパ用空気フィルタユニットドレンコックにおいて、計装用圧縮空気系からの供給空気が漏えい(非放射性)していることが認められたため、当該空気フィルタユニットを交換。	GIII	